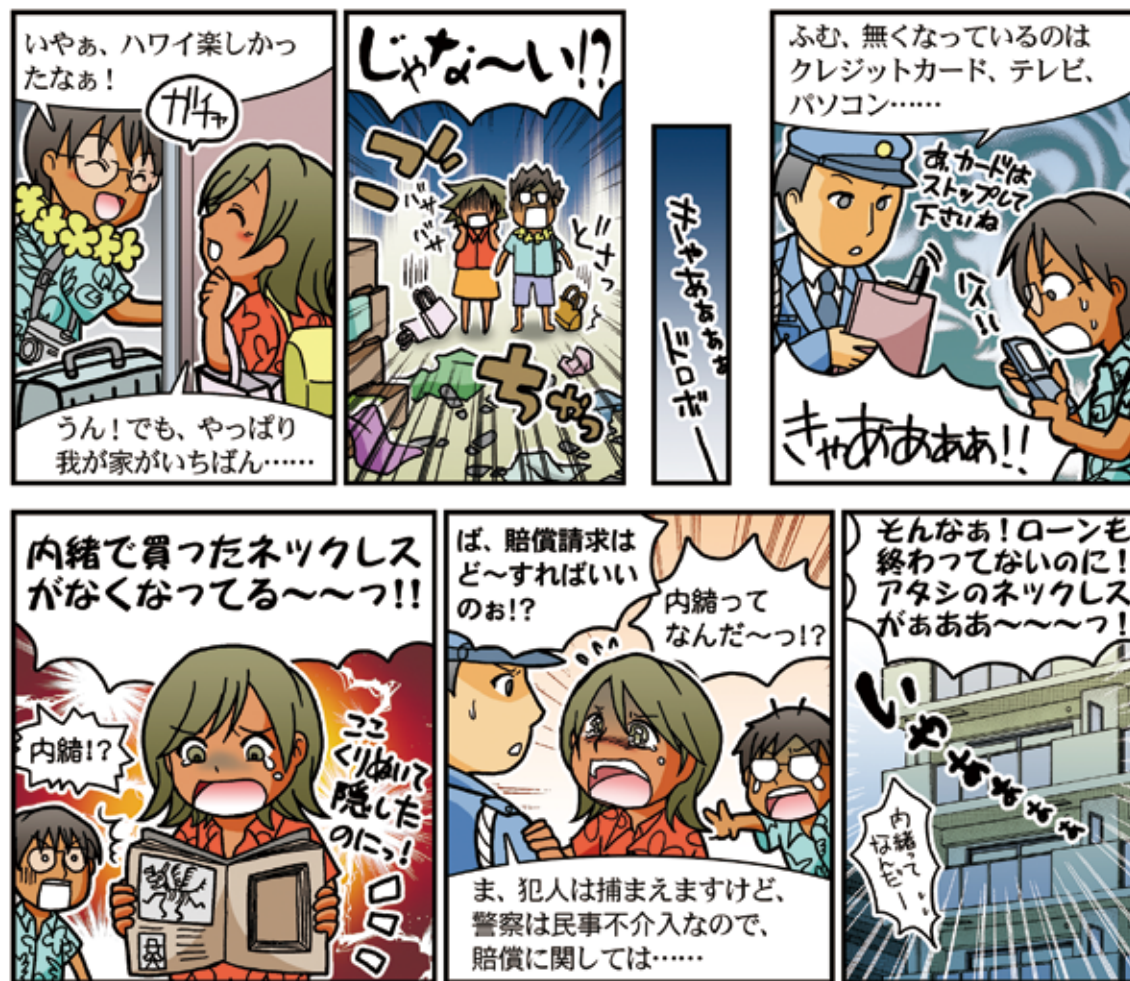


盗難編

警察は盗まれたものまでは、捕まえてくれない。



解説

盗難にあった際、警察への届け出は必要ですが、警察に届けたところで補償はしてくれません。また、捕まった犯人に請求するにも民事訴訟を起こさなければなりません。訴訟で勝っても相手に返済能力があるか問題です。さらに、割られたガラスや壊されたドアノブ、汚された量なども自分で直さなければならないのです。つまり、自分自身でリスクに備えるのがもっとも、賃貸トラブルには効果的なのです。

損害例⑤

帰省中、ピッキングにより侵入され現金およびパソコン、貴金属などを盗まれる。

盗難の損害

●現金13万円、パソコン17万5千円、貴金属12万円、ドアロック交換費用2万5千円

被害総額／45万円*

※：受け取れる保険金は、損害額の査定等保険会社所定の手続きを経て決められます。

「保険に入ってなかった……」、
では済まされない!!

「賃貸住宅トラブル」知っ得! BOOK



日本共済株式会社
Nihon Kyosai

関東財務局長(少額短期保険)第40号

本社：〒101-0064 東京都千代田区神田猿樂町2-8-16
平田ビル9階

お客様相談室 0120-936-269

URL <https://www.nihonkyosai.com/>

日本共済株式会社
Nihon Kyosai

火災編

火事で失うものは想像以上!!



解説

日々の暮らしで、いつのまにか家財は増えていくものです。火災にあうと、燃えてしまった家財を買い直したり、修復費や後の処理など、その損害の大きさに驚かされます。個人で補うにはあまりに大きすぎる額です。

また、タバコの消し忘れて借用個室を焼失させてしまうなど、貸主の財物に損害を与えてしまうと、貸主に対して法律上の損害賠償責任を負うことがあります。

さらに、隣家からのもらい火により洋服や家具などの家財を焼失しても、ご自身の火災保険で対応する必要があります。隣の人が賠償してくれるわけではないのです。

損害例①

アロマキャンドルの転倒により出火。7階建て共同住宅(マンション)の自室502号室全焼。階下402号室は消火放水により損傷。

損害状況

- 自室内壁・床などの損害／151万円
- 自室家財の損害／276万円
- 自室損害総額／151万円+276万円=427万円*
- 階下の家財の損傷／115万円(階下の入居者自身の保険で対応)

損害例②

隣家のたばこの火の不始末による出火。もらい火により自室(2階建アパート201号室)を含む3室全焼。

損害状況

- 自室家財の損害／150万円
- 自室損害総額／150万円*
- 建物損害／550万円(家主が自身の保険で対応)
- 202・203号室の家財損害合計／380万円(各入居者自身の保険で対応)

水漏れ編

上の階に住むほど、賠償責任は倍増!



解説

実は賃貸トラブルで最も多いのが水漏れ事故。賠償金額も火災の次に大きいのです。水漏れの損害は、階下の部屋の内装や家財道具だけでなく、漏電の発生やパソコンデータの損失などを起こす場合もあります。また、階下の部屋への被害が大きいと修復中の居住費なども発生し、その損害賠償額は一千万円を超えてしまうことも多々あります。

損害例③

留守中に洗濯機の給水ホースが外れ、自室(アパート305号室)水漏れ。階下の204・205号室、さらに105号室に漏水。

損害状況

- 自室内壁・床などの損害／95万円
- 階下3室分の天井・内壁などの損害／387万円
- 階下3室分の家財の損害／540万円
- 損害総額／1,022万円*

事前の対策も大切です!

- 洗濯機を使い終わったら蛇口を閉めましょう

損害例④

浴室排水口の髪詰まりにより、自室(マンション203号室)水漏れ。階下管理人室に漏水(通信機器等損傷)。

損害状況

- 自室床などの損害 63万円
- 階下天井・内壁などの損害 50万円
- 階下設置の通信機器の損害 1,500万円
- 損害総額／1,613万円*

※：受け取れる保険金は、損害額の査定等保険会社所定の手続きを経て決められます。